

令和2年5月18日

## 特定供給の許可について

近畿経済産業局長から、エネクス電力株式会社（法人番号 1010401095059）による別紙2における特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の11の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、電力の適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1（28）①及び②に適合していると認められましたので、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略  
20200512 近畿第 131 号  
令和 2 年 5 月 18 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給の許可について (回答)

令和 2 年 5 月 12 日付け 20200420 近畿第 180 号により貴職から当委員会に意見を求められた特定供給の許可については、許可することに異存はありません。

(別紙2)

特定供給の供給地域	
滋賀県	栗東市
京都府	京都市左京区、京都市南区
大阪府	吹田市、枚方市、高石市、東大阪市
兵庫県	姫路市中地、姫路市西庄、加古川市
奈良県	奈良市